

麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

告示第16号

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅及び建築物の耐震対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて麻績村補助金等交付規則（昭和48年規則第43号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当する村内に存するもので、現に居住しているものをいう。（ただし、規模等により（一財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法が適用できないものを除く。）
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。以下同じ。）
 - イ 木造在来工法の住宅
 - ウ 長屋及び共同住宅（以下「集合住宅」という。）以外の個人所有の住宅
- (2) その他の住宅 昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅以外の住宅で、村内に存するものであり現に居住しているものをいう。
- (3) 避難施設 ア及びイのいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された建築物
 - イ 村が指定した避難施設であって、国、県、村、広域連合及び一部事務組合の所有する建築物以外の建築物
- (4) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する建築物をいう。
- (5) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (6) 診断士 知事が備える長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録された者をいう。
- (7) 第三者機関 長野県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27年長野県規則第3号）第4条の規定により、耐震診断の結果を判定する知識及び能力を有すると知事が認めた者をいう。
- (8) 長野県建築物構造専門委員会 既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能

を評価するため、県が設置する委員会をいう。

(9) 総合評点 既存木造住宅の耐震診断により得られた上部構造評点をいう。

(10) 耐震設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の図面、仕様書、積算見積書、構造計算書（保有水平耐力計算、限界耐力計算及び時刻歴応答計算に係るものに限る。）等の作成をいう。

（施行区域）

第3条 麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業の施行区域は、村内全域とする。

（補助の対象及び補助金の額）

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、対象経費及び補助額は、別表1のとおりとする。

2 住宅耐震改修事業に対する補助額は、あらかじめ特別控除額を差し引いた額とする。

3 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第2条に掲げる住宅及び建築物の所有者

(2) 補助金交付申請時において事業に未着手の者

(3) 村税等を滞納していない者

(4) 過去にこの要綱の補助を受けていない者

(5) 前年度の所得が別表2に掲げる額以下であること。

（交付申請）

第5条 補助金交付申請をしようとするものは、麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 村長は、補助金の交付決定をしたときは、麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（計画の変更等）

第7条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第4条に規定する申請書又は関係書類に記載した事項のうち、次のいずれかに該当するものを変更しようとする場合は、あらかじめ麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業計画変更承認申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法

(2) 耐震診断の計画及び内容

(3) 補助対象経費の額

2 村長は、前項の申請書受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業計画変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業工事遅延等報告書（様式第5号）を村長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 村長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により補助事業者に指示するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業工事中止等届（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業完了実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 村長は、補助金の額を確定した場合は、麻績村住宅・建築物耐震改修促進事業補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知書の交付を受けた日から起算して10日を経過する日までに、麻績村住宅・建築物耐震改修事業補助金交付請求書（様式第10号）を村長に提出しなければならない。

（支給の原則）

第12条 この事業による補助金の交付を受けた者は、重ねて補助金の交付を受けることができない。

（書類の整理）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の実施に係る書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度が終了した後、5年間保管しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第18号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第16号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助の対象		補助金額
事業の種類	対象経費	
その他の住宅耐震診断補助事業	その他の住宅の所有者が実施する耐震診断に要する経費	<p>対象経費の3分の2以内の額 ただし、戸建て住宅にあっては、136,000円/戸に、戸建て住宅以外の住宅にあっては、以下に定める経費を合算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>ア 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡ エ 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができるものとする。</p>
住宅耐震設計補助事業	住宅の所有者が実施する耐震設計に要する経費	<p>対象経費の3分の2以内の額 ただし、200,000円/戸を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p>

<p>特定既存耐震不適合建築物耐震診断補助事業</p>	<p>特定既存耐震不適合建築物の所有者である民間事業者等（個人を含む。）が実施する耐震診断に要する経費</p>	<p>対象経費の3分の2以内の額 ただし、以下に定める経費を合算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 ア 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡ エ 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算できるものとする。</p>
<p>住宅耐震改修補助事業</p>	<p>次の各号に掲げる工事に要する経費。 （1）診断士が行った耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震補強工事（長野県建築物構造専門委員会において評価された工法を用いた工事を含む。）であって、工事後の総合評点が0.7（ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2の規定の適</p>	<p>（1）対象経費の5分の4以内の額。ただし、1戸当たり1,000,000円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 （2）租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額（以下「特別控除額」という。）</p>

	<p>用を受けようとする場合は1.0とする。)以上かつ工事前の総合評点を超えるもの</p> <p>(2)住宅(賃貸住宅を除く。)について、耐震改修促進法の規定に基づく耐震改修計画の認定を受けることのできる工事</p>	
住宅除却補助事業	<p>耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅(賃貸住宅を除く。既存木造住宅については、診断士が行った耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものに限る)について行う除却工事に要する経費</p>	<p>対象経費の2分の1以内の額。ただし、1戸当たり838,000円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p>
避難施設耐震補強補助事業	<p>耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された避難施設について行う耐震補強工事に要する経費</p>	<p>対象経費の3分の2以内の額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、耐震補強工事に係る床面積に51,200円/m²を乗じた額に3分の2を乗じて得た額又は8,000,000円のうちいずれか低い額を限度とする。</p>

別表2（第4条関係）

給与所得のみの者	収入金額1,442万円
その他の者	所得金額1,200万円

備考

- 1 「収入金額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の所得額という。
- 2 「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。